

「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」の開催について

〔平成 27 年 12 月 11 日〕
〔内閣府政策統括官（防災担当）決定〕

1. 趣旨

東日本大震災の被災地では、多くの国民がボランティア活動に参加し、その活躍が注目された。一方、これまでの災害ではみられなかった課題も明らかになった。

このため、想定されている大規模災害に備えて、広く防災に資するボランティア活動を促進するために、様々な活動の現状と課題の整理及び環境整備の方策等について検討を行う「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、委員会の議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員、その他の者の出席を求めることができる。

3. 目的

広く防災に関するボランティア活動全般について、現状、課題、活動の一層の活性化等に関する検討を行い、提言する。

(検討事項例)

- ・日頃からの様々な担い手の活動と支援の仕組みづくり
- ・被災地における行政とボランティア活動の担い手との連携
- ・様々なボランティア活動における活動費用の確保方策 等

4. 検討会における議事の公表

検討会終了後、議事録を作成し、配布資料とともに速やかにこれを公表する。なお、座長が必要と認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を公表しないこととすることができる。

5. 庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付普及啓発・連携担当において行う。

6. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。